

## サービス利用までの流れ(障害福祉サービス)

市にサービスの利用申請を行います。【本人】

障害福祉サービスの利用を希望する方は、市に申請書等、必要書類を提出します。

市からサービス等利用計画案の提出依頼があります。【本人】

申請後、市から申請者あてに「サービス等利用計画案提出依頼書」が送付されます。

指定特定相談支援事業者と契約します。【本人】

申請者等は、「サービス等利用計画案」の作成を依頼する「指定特定相談支援事業者」をご自身で決めていただき、計画の作成に関する契約を結びます。

契約の締結後、指定特定相談支援事業者の相談員が、本人、ご家族等と面談し、その意向等を踏まえて、サービス等利用計画案を作成し、利用者に交付します。

市にサービス等利用計画案を提出します。【本人】

申請者は、市が指定する期日までに、指定特定相談支援事業者が作成した「サービス等利用計画案」、「計画相談支援給付費支給申請書」及び「計画相談支援依頼届出書」を市に提出します。

認定調査等を行います。【市】( 計画案の作成と平行して進めます。 )

市から委託を受けた認定調査員が、ご自宅等にお伺いし、「障害程度区分認定調査」、「概況調査」、「サービス利用の意向調査」等を行います。

次のページへ

### 障害程度区分の認定を行います。(介護給付の場合のみ)【市】

市は、障害程度区分認定審査会に障害程度区分の審査・判定を依頼します。  
審査会の開催後、市は審査会から報告のあった判定結果を基に障害程度区分の認定を行います。

### 支給決定を行います。【市】

市は、申請者等から提出されたサービス等利用計画案を参考にして、障害福祉サービスの支給決定を行います。

支給決定後、市から申請者あてに「介護給付費等支給決定通知書」、「計画相談支援給付費支給通知書」及び「障害福祉サービス受給者証」等を送付します。

### サービス等利用計画を作成します。【指定特定相談支援事業者】

サービス等利用計画案を作成した指定特定相談支援事業者は、市が行った支給決定の内容等を踏まえて、サービス等利用計画を作成し、申請者に交付します。

### サービス提供事業者と契約します。【本人】

支給決定を受けた方は、支給決定を受けたサービスについて、利用を希望する事業者に障害福祉サービス受給者証を提示し、サービスの利用に関する契約を結びます。

### サービスの利用を開始します。【本人】

支給決定を受けた方は、利用契約に基づき、サービスの利用を開始します。

### 定期的なモニタリングを行います。【指定特定相談支援事業者】

サービス利用計画を作成した指定特定相談事業者は、障害福祉サービス受給者証に記載されているモニタリング期間ごとに、本人、ご家族等と面談する等して、サービスの利用状況等を検証し、必要に応じて計画の見直し等を行います。